

請求人 (略) 様

寒川町監査委員 福 島 喜久子
同 三 堀 清 廣

寒川町職員措置請求の結果について

平成23年9月5日付けで提出されました標記措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知します。

第1 請求の受理

本請求は、第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成23年9月5日付けで受理した。

第2 請求の内容

請求人から平成23年9月5日付けで提出された請求書の内容
請求の要旨

寒川町の企画政策部専任主幹は、本年6月14日付けで各課等の長に対し、6月17日(金)午前中までと期限を限って、山上町長のマニフェストの進捗状況を、調査票を別添して依頼を行った。その回答を、この調査の起案者である企画政策部企画調整担当の職員が集計し、達成率74.4%と言う数値を弾き出し、これを山上町長に手渡している。

山上町長はこの数値を、「2期への挑戦」などと書かれた自分の町長選挙向けのブログにそのまま載せ、またその算出の根拠も載せている。

この専任主幹の依頼するまでの行為と、それに応え達成度を調べ回答した各課等の長、並びにその回答を集計した担当職員の行為は、平成23年8月28日に執行される寒川町長選挙に立候補すると公言していた当時の山上町長に対する政治的な支援であり、地方公務員法第36条で禁止されている政治的行為に当たる。

よって、この調査に関わった職員すべての、この調査に掛かった人件費全額を、町に返還させるなどの措置を取らせるよう求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙、請求の理由と事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(以上、氏名を除き原文のまま掲載)

第3 請求人から提出された事実を証する書面

資料1 「調査依頼文」・・・担当職員が起案した伺い

資料2 「依頼文書」・「マニフェスト進捗状況について(依頼)」と題した依頼文書

資料3 「町長マニフェスト状況調査票」・・・各課等の長に発信されたもの

資料4 「山上町長 政策・施策一覧表」(A版2枚)

資料5 「山上町長のマニフェスト」・・・4年に掲げたもの、A4版裏一枚

資料6 調査票の記入例・・・「民間住宅の耐震化を推進します」の項のページ

資料7「さむかわ議会だより159号」より抜粋、コピー

資料8「山上貞夫の寒川刷新」という、選挙向けのブログ（A4版5ページ）

資料9「町政報告」という題の、タウンニュース紙面

（以上、表題のみ原文のまま掲載、資料略）

第4 請求人の証拠及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

（1）証拠の提出

新たな証拠の提出はなし

（2）陳述

平成23年10月11日に陳述を行った。

第5 監査の実施

監査の対象事項

企画政策部専任主幹の依頼する行為並びに達成度を調べた各課等の長及びその回答を集計した職員の行為に対しこの調査に掛かった人件費全額が違法又は不当な公金の支出にあたるか否かについて監査対象事項とした。

第6 監査の結果

1 判断の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める住民監査請求制度は、普通地方公共団体の長や職員について違法若しくは不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理若しくは処分」、「契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」があると認めたとき、又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」を怠る事実があると認めるときは、監査委員に監査を求め必要な措置を請求できる制度であります。

今回の請求の主旨は、

① 企画政策部専任主幹が、山上町長のマニフェストの進捗状況の調査依頼するまでの行為とそれに応え達成度を調べ回答した各課等の長、並びにその回答を集計した職員の行為が、山上町長に対する政治的な支援である。

② 地方公務員法第36条で禁止されている政治的行為にあたることから、この調査に関わった職員すべてのこの調査に掛かった人件費全額を町に返還させる措置を取らせる。

以上を求めるものです。

請求の理由①は、山上町長のマニフェストに関連した町の施策事業の進捗状況の調査、集計に関わった町職員等の行為が、山上町長に対する政治的支援、禁止行為に該当するとの主張である。この主張は、平成23年6月20日の寒川町町議会の一般質問で、議員からマニフェストに関連しての質問要旨の通告があったため、これに対する町長の答弁を準備するための資料が必要となり、町職員等は通常業務としてマニフェストの進捗状況を調査、集計し、進捗割合を算定したものに対するものです。

しかしながら、この行為は町職員として当然行うべき業務の範囲内であり、特定の政治的支援には、当たらないと考えます。

請求の理由②は、「地方公務員法第36条で禁止されている政治的行為に該当す

るのでは」については、前述のとおり町職員の通常業務の範囲の行為であり、調査に要した人件費は、請求人の主張する「違法若しくは不当な公金の支出」には当たらず、全額を町に返還させるなどを求める措置要求には理由がありません。

2 結 論

以上のことから、本件請求は、法第 242 条第 1 項に定めた住民監査請求の要件を欠くものと判断し却下とする。